# 防火管理規程

# 改廃履歴

改廃履歴_	7. E d &	# # D
Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	1987. 07. 06
2.0	防火管理責任組織図の担当者見直し	2006. 11. 15
3.0	防火管理責任組織図の担当者・役割等の見直し	2009. 04. 01
3. 1	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
4.0	別表2:人事異動による防火管理責任組織図の担当者見直し 別表3:3階応接室の終日禁煙	2010. 07. 22
5. 0	第11条(点検検査)の委託先名称削除 別表2:人事異動による防火管理責任組織図の担当者見直し	2011. 06. 01
6. 0	第8条:11月を削除 別表1:防火・火元責任者等の見直し 別表2:人事異動による防火管理責任組織図の担当者見直し	2011. 10. 01
7. 0	機構改革に伴う別表1、別表2の改正	2012. 04. 01
8. 0	規程作成細則に従った書式に変更 別表 1 三重県農協情報センタービル防火管理責任組織図の室名の見直し 別表 2 防火管理責任組織図の担当者見直し	2012. 06. 01
9. 0	防火対策委員会設置運営要領の統合による第6条の見直し 別表1 火元責任者名を修正	2012. 10. 01
10.0	機構改革に伴う別表1、別表2の改正	2013. 04. 01
10. 1	別表2 人事異動に伴う自衛消防組織図の担当者変更	2013. 10. 01
11.0	総務部書庫移設、中央会事務所移設、サーバ室廃止に伴う別表1の見直し	2014. 04. 01
12. 0	別表2 人事異動に伴う自衛消防組織図の担当者変更	2014. 04. 01
12. 1	別表3 中央監視室を喫煙許可場所から除外する。	2015. 02. 01
12. 2	別表2 人事異動に伴う自衛消防組織図の担当者変更	2015. 04. 01
12. 3	信連事務管理部移設等に伴う別表1の見直し	2015. 05. 15

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
12. 4	別表 1 集中監視室新設に伴う防火管理責任組織図変更 別表 2 人事異動に伴う自衛消防組織図の担当者変更	2016. 04. 01
12.5	別表2 人事異動に伴う自衛消防組織図の担当者変更	2016. 06. 01
13. 0	別表2の構成員変更時の改訂手続きを不要とする 別表2 自衛消防組織図の構成員変更	2016. 09. 01
13. 1	室名の変更(別表 1) 人事異動に伴う改正(別表 2)	2017. 04. 01
13. 2	別表 2 自衛消防組織図の 3 階現場担当の変更	2017. 07. 01
13. 3	室名、責任者の変更(別表 1)	2017. 08. 15
13. 4	2階帳表仕分室を削除(別表 1)	2017. 10. 01
13. 5	2階作業室を追加(別表 1)	2017. 11. 01
13. 6	2階県域口振室移動に伴う変更(別表1)	2018. 03. 15
13. 7	人事異動に伴う別表 2 (三重県農協情報センター自衛消防組織図) の構成 員変更	2018. 04. 01
13. 8	別表2(三重県農協情報センター自衛消防組織図)の構成員修正	2018. 06. 01
13. 9	「東南海・南海地震」から「南海トラフ地震」へ名称を変更する (「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部 を改正する法律」に基づく)	2018. 08. 15
14. 0	人事異動に伴う別表 2 (三重県農協情報センター自衛消防組織図) の構成 員変更	2019. 04. 01
14. 1	業務分掌・人事異動に伴う見直し 別表1 (三重県農協情報センタービル防火管理責任組織図)	2020. 04. 01
14. 2	喫煙許可場所の見直し(別表3)	2020. 04. 15

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
14. 3	地震対策項目の追加 各項目の見出し文と順序を津市提供の消防計画に合わせる。	2020. 09. 15
14. 4	電源設備移設に伴う別表 1 「三重県農協情報センタービル防火管理責任組織図」の見直し	2021. 01. 01
14. 5	別表2(三重県農協情報センター自衛消防組織図)は南海トラフ地震防災 規程を参照するよう変更。(第7章「改訂」は削除) 別表1(三重県農協情報センタービル防火管理責任組織図)の火元責任者 の見直し	2024. 07. 01
14. 6	自衛消防組織の各役割の見直し 第18条	2024. 08. 01

# 目 次

第	1 章 総	測	1
	第 1条	目的	
	第 2条	遵守義務	
第	2 章 防	j火管理機構	1
	第 3条	防火管理者	
	第 4条	防火管理者の任務	
	第 5条	防火対策委員会	
	第 6条	委員会の編成	
	第 7条	委員会の任務	
	第 8条	委員会の開催	
	第 9条	消防機関への届出、報告等	
	第10条	防火管理責任組織	
第	3 章 火	·災予防	2
	第11条	点検検査	
	第12条	改善措置および記録の保存	
	第13条	火気の使用および危険物の取扱い	
	第14条	消火器等消防用設備の取扱い	
	第15条	建築物および施設の変更	
第	4 章 教	x育訓練	3
	第16条	防災教育	
	第17条	消防訓練	
第	5 章 災	:害防御	3
	第18条	自衛消防組織	
	第19条	火災発生時の措置	
	第20条	自衛消火活動	
	第21条	日常の地震対策	
	第22条	地震発生時の安全措置	
	第23条	地震発生後の活動	
	第24条	津波警報発令時の対応措置	
	第25条	避難経路図等の作成	
第	6 章 賞	清	6
	第26条	賞揚	
	第27条	罰則	

# 防火管理規程

(株式会社三重県農協情報センター消防計画)

規程番号 1104-0000-00-規制 定日 1987年 7月 6日 改正日 2024年 8月 1日

#### 第 1 章 総則

(目的)

第 1条 この規程は、社内における防火管理の徹底を図り、火災その他の災害の絶無を期するとともに、非常の際の行動を定めることにより、迅速で適切な対応により被害を防止することを目的とする。

#### (遵守義務)

第 2条 従業員および施設内に勤務する者はこの規程を遵守し、関係責任者の指示に従い、 積極的に火災防止に努めなくてはならない。

#### 第 2 章 防火管理機構

#### (防火管理者)

第 3条 防火管理者は総務部長があたる。

#### (防火管理者の任務)

- 第 4条 防火管理者の任務は次のとおりとする。
  - (1)消防計画およびこれの実践に関すること。
  - (2) 消防設備の維持管理、改善強化に関すること。
  - (3) 防火管理上の調査、研究に関すること。
  - (4) 防火管理上の教育、訓練に関すること。
  - (5) 防火管理上の賞罰に関すること。
  - (6) その他防災管理上必要なこと。

## (防火対策委員会)

第 5条 防火管理者を補佐し、防火管理についての審議、実施の機関として、防火対策委員会(以下「委員会」という)を設ける。

#### (委員会の編成)

- 第 6条 委員会は防火管理者を委員長とし、各部の部長、副部長および防火管理者が委嘱した委員をもって構成する。
  - 2 各部部長を副委員長とする。
  - 3 委員会の事務局は総務部に置く。

#### (委員会の任務)

- 第 7条 委員会の任務は次のとおりとする。
  - (1) 消防計画およびこれの実践についての審議。
  - (2) 消防設備の維持管理、改善強化の検討。
  - (3) 防火管理上の調査、研究。
  - (4) 防火管理上の教育、訓練。
  - (5) 防火管理上の賞罰の具申。
  - (6) その他防災管理に関する対策。

#### (委員会の開催)

第 8条 委員会は定例会を5月に開催するほか、必要に応じて委員長が招集する。

#### (消防機関への届出、報告等)

- 第 9条 防火管理者は常に消防機関と連絡を密にし、防火管理業務の適正な運営を期するよう努めなくてはならない。
  - 2 連絡事項については次による。
    - (1) 消防計画の提出(改正の際はその都度)。
    - (2) 教育訓練指導の要請。
    - (3) 建築物および諸設備の使用変更時の事前連絡ならびに法令に基づく諸手続。
    - (4) その他防火管理についての必要事項。

#### (防火管理責任組織)

- 第10条 常時火災予防の徹底を期するため、防火管理者の下に防火責任者および火元責任者 を置く。
  - 2 防火責任者は各担当部門の火元責任者を指揮監督し、防火管理上の責務および人命 の安全管理を行う。
  - 3 火元責任者は日常の防火管理を行う。
  - 4 防火責任者および火元責任者は、別表1に定める

#### 第 3 章 火災予防

#### (点検検査)

- 第11条 火災予防のための点検、消防用設備等の点検は、法令に基づき実施する。
  - 2 点検検査は、必要により関係者立会いを求める。

## (改善措置および記録の保存)

- 第12条 防火責任者は点検検査基準に基づき日常管理に努め、改善を要する事項を発見した 場合および指摘を受けた場合には、すみやかに防火管理者に報告するとともにその改 善に努めなければならない。
  - 2 点検検査結果、改善措置等の記録は、防火管理者の管理のもと、総務部に保管する。
  - 3 総合点検検査結果の報告は、3年に1回、消防署長に提出する。

#### (火気の使用および危険物の取扱い)

- 第13条 火気および危険物は細心の注意をもって取扱わなくてはならない。
  - 2 構内の建物内外において、臨時に火気を使用する場合には、防火責任者、防火管理 者の許可を得るものとする。

3 構内は原則として禁煙とする。喫煙は別表3に定める指定場所で行わなければならない。

(消火器等消防用設備の取扱い)

第14条 消火器等消防用設備は防火目的以外に使用したり、定められた場所から無断で移動してはならない。

#### (建築物および施設の変更)

第15条 構内において建築物を建築し、大量の危険物を搬出入し、または危険物関係施設、 電気施設、火気使用施設の移転改修を行う場合には、防火管理者の許可を得るものと する。

#### 第 4 章 教育訓練

(防災教育)

- 第16条 防火管理者は次の防災教育を行うものとする。
  - (1)消防計画の周知徹底。
  - (2) 火災予防上の遵守事項。
  - (3)従業員各自の任務および責任の周知徹底。
  - (4) その他災害に関すること。

(消防・防災訓練の実施)

第17条 有事に際し被害を最小限度に止めるため、防火対策委員会の計画に基づき定期的に 消防訓練を行う。

#### 第 5 章 災害防御

(自衛消防組織)

- 第18条 火災その他事故発生時に被害を最小限度に止めるため、自衛消防隊を組織する。
  - 2 自衛消防隊には隊長、隊長補佐および副隊長を置き、その下に通報連絡係、初期消 火係、避難誘導係、工作係、警戒係、救護係を置く。各係にはフロアリーダーを置く。
  - 3 隊長は防火管理者があたる。隊長補佐は運用部長があたり、副隊長は副部長があたる。
  - 4 自衛消防隊は原則として本部を1階守衛室に設置する。

本部には、隊長、隊長補佐、火災発生階以外の現場担当および副隊長が詰める。各階の現場担当は、別表2に定める。

隊長は、自衛消防隊の活動に関する一切の権限を持ち、全ての指示命令系統、報告 系統を本部に集約させる。

隊長補佐は隊長を補佐し、隊長に事故ある時または不在の時は、その職務を代理する。

副隊長は、隊長補佐を補佐し、隊長補佐に事故ある時または不在の時は、その職務 を代理する。

- 5 火災発生階の現場担当は現場で陣頭指揮をとり、状況を本部へ報告させる。
- 6 フロアリーダーは、隊長の指示に基づき定められた任務を係員に指示する。また、

適宜状況を副隊長を通じ本部へ報告する。

- 7 各係の任務は次に定める。
  - (1) 通報連絡係
    - ①消防署へ『住所・社名・火災発生階・部屋名・負傷者の状況・電話番号』を通報するとともに、防火管理者・防火責任者・中央監視室・守衛室へ連絡する。
    - ②消防機関が到着したら、消防署員にいち早く状況を報告し、火災現場に誘導する。
  - (2) 初期消火係
    - ①火災発生場所の状況により、ハロン消火器・ABC消火器・消火栓等を選別使用し、初期消火にあたる。消火栓使用時は、放水する者、バルブを開閉する等役割分担し作業にあたる。
    - ②2階のコンピュータ室・周辺室等のハロン消火装置作動時は、原則として責任者の確認をとる。
  - (3) 避難誘導係
    - ①火災時の混乱を抑え、安全な避難路を指示し、避難路の要所、要所に立ち避難 誘導にあたる。避難者の人数・氏名を取りまとめ、自衛消防隊長に報告する。
  - (4) 工作係
    - ①防火戸・階段扉・耐火金庫の扉を閉鎖する。
    - ②非常口の開放と避難後の閉鎖を行う。
    - ③消火活動に支障をきたす車の移動指示をする。
  - (5) 警戒係
    - ①重要書類を持出し、保管をする。
    - ②飛び火に対しての警戒と盗難・不審者・ヤジ馬等に対する警戒にあたる。
  - (6) 救護係
    - ①被災者の救護、応急処置等にあたる。救急車への被災者運搬協力や、必要により救急車に同乗し、被災者の運び込まれた先を連絡する。
    - ②被災者の状況を自衛消防隊長に報告する。
- 8 各係は別表2に定める。

#### (火災発生時の措置)

- 第19条 火災発生のとき、またはそれを発見したときは、直ちに次により臨機の処置を実施 しなければならない。
  - (1) 近隣への火災発生個所連呼通報。
  - (2) 非常警報機の作動。
  - (3)消防署への通報。
  - (4) 防火管理者、防火責任者、中央監視室、守衛等への通報。
  - (5) 初期消火活動。
  - (6) 時間外の緊急連絡体制は別に定める。
  - 2 地震その他の災害についても前項に準ずる。

#### (自衛消火活動)

第20条 自衛消防隊は自衛消防隊長の指揮のもと、消防隊到着までの間、消火活動をはじめ 各任務を遂行し、消防隊到着の際には要救助者の有無、火災の状況等を報告し、その 誘導に当たり、その後は消防隊の指示によって行動する。

#### (日常の地震対策)

第21条 防火管理者は、地震による被害を軽減するため、日常から次の措置を講ずる。

- (1) 書棚・ロッカー等の転倒防止措置を行う。
- (2) 窓ガラスの飛散防止措置、及び看板・広告塔等の落下防止措置を行う。
- (3) 火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。
- (4) 危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。
- 2 飲料水・非常食・医薬品・懐中電灯・携帯ラジオなどの備蓄品を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

#### (地震発生時の安全措置)

- 第22条 地震発生時には、出火防止に万全を期すとともに、次の安全措置を実施する。
  - (1) 地震発生時は、身の安全を守ることを第一とする。
  - (2) 揺れがおさまってから、火気使用設備器具等の直近にいる従業員は、電源・燃料等の遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
  - (3) 火元責任者は、出火の確認、負傷者の発生状況を確認する。

#### (地震発生後の活動)

- 第23条 地震発生後の活動は、日常の自衛消防活動や被災者の救出作業のほか、次の事項を 基準として行動する。
  - (1) 通報連絡係
    - ①テレビ、ラジオ等により、情報の収集を行う。
    - ②建物内外の状況を把握し、必要な情報を本部に知らせる。
    - ③混乱防止を図るため、隊長の指示より、必要な情報を建物内の全員に知らせる。
  - (2) 初期消火係
    - ①出火した場合は、消火活動を行う。
  - (3) 避難誘導係
    - ①混乱防止のため、建物内にいる者に拡声器等で落ち着くよう呼び掛ける。
    - ②隊長の指示があるまで、天井板・照明器具などの落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
    - ③屋外への避難は、隊長の指示により行う。
    - ④市指定の一時避難場所・避難所に誘導するときは、避難所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
    - ⑤避難所等への避難は、先頭と最後尾等に避難誘導係を配置する。
  - (4) 工作係
    - ①避難通路等に落下、倒壊した避難上支障になる物の除去を行う。
    - ②二次災害を防止するため、建物、火気使用設備器具等、電気設備、危険物施設等について、検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
    - ③各設備器具は、安全を確認した後に使用する。
  - (5) 警戒係
    - ①盗難・不審者等に対する警戒にあたる。
    - ②被災者を発見した場合は救出活動を行う。
  - (6) 救護係
    - ①負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、緊急を要するときは、救 護所または医療機関に搬送する。

#### (津波警報発令時の対応措置)

- 第24条 津波警報が発令された場合は、津波が回避できる避難場所に避難する。
  - 2 避難したら、警報が解除されるまで戻らない。

# (避難経路図等の作成)

第25条 防火管理者は、人命安全を確保するため、消防用設備等の設置場所、屋外及び避難 所等への避難経路を示した図を作成し、従業員に周知する。

# 第 6 章 賞罰

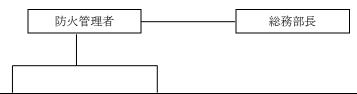
(賞揚)

第26条 防火管理業務および消火活動において功労があった者は、審査に付し表彰を行う。

(罰則)

第27条 この規程を遵守せず、また下命事項を怠り、会社あるいは従業員に危険、損害を生じさせた者は、審査に付し処罰を行う。

# 三重県農協情報センタービル防火管理責任組織図



防火責任者	火元責任者	階	室 名
	施設管理委託者	1階	中央監視室 空調機械室 ハロンボンベ室 電源切替盤室 自家発電機室 受変電室 湯沸室 浴室 トイレ PS室
総務部副部長		2階	PS室 空調機械室 予備受変電室 CVCF室
		3階	ACR室 PS室
		4階	機械室 エレベータ機械室
総務部副部長	総務部主幹 総務部係長	1階	清掃員室 守衛室 ホール 掃除道具室 MDF室 倉庫(1) 男子トイレ 事務室 会議室(7,9)男子更衣室 喫煙室 用紙保管庫 食堂 湯沸室 和室 女子トイレ 女子更衣室 応接室(1,2)
		3階	社長室 役員室 役員会議室 会議室 (1~6) 応接室 事務室 男子トイレ 湯沸室 女子トイレ 書庫 備品保管庫
	運用部副部長	1階	仕分室 メール発送室 書庫 端末研修室 (1, 2)
運用部長		2階	事務室 マシン室 県域口振室 集中監視室 コーナー (1, 2) 男子トイレ 湯沸室 女子トイレ
		3階	端末研修室
推進部長	推進部副部長	1階	倉庫(3) MT庫
開発部長	開発部副部長	1階	倉庫(2)
研究部女		3階	耐火書庫

# 別表2

# 【三重県農協情報センター自衛消防組織図】

南海トラフ地震防災規程 別表1 (三重県農協情報センター自衛消防組織図) を参照

# 別表3

# 【喫煙許可場所と喫煙可能時間帯】

70/2 th 1 30/7 C 20/2 11th 11th 1			
ĺ		場所	喫煙可能時間
	1階	喫煙室	終日